

平成 19 年 10 月 26 日

# 規制影響分析 (RIA) の試行的実施状況

## (Regulatory Impact Analysis)

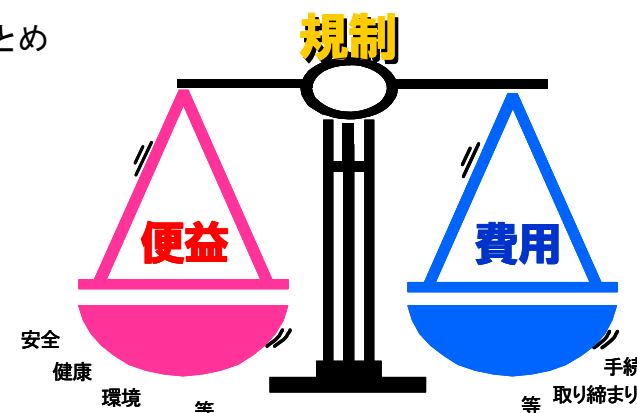
本取りまとめは、閣議決定<sup>※1</sup>に基づき、RIAの試行的実施期間（平成16年10月1日から平成19年9月末まで）におけるその実施状況を取りまとめたもの

※ 規制影響分析 (RIA : Regulatory Impact Analysis) とは、閣議決定<sup>※2</sup>に基づき、平成 16 年度から各府省において、規制の導入や修正に際し、実施に当たって想定されるコストや便益といった影響を客観的に分析し、公表することにより規制制定過程における客観性と透明性の向上を目指す手法として、試行的に実施されてきたものです。

### 平成 16 年 10 月からの 3 年間で 13 省庁において 247 件の R I A を試行的に実施

「規制影響分析 ( R I A ) の試行的実施に関する実施要領」<sup>※3</sup>の項目に沿って概要を取りまとめ

- R I A の試行的実施は平成 19 年 9 月 30 日をもって終了し、10 月 1 日から各行政機関に「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の枠組みの下、規制の新設、改廃の際、規制の事前評価を実施することが義務付けられています。



※1 「…毎年度、総務省は、規制改革・民間開放推進会議と連携しつつ試行的な RIA の実施状況を把握・分析する…」  
 規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定) (平成 18 年3月 31 日閣議決定)

※2 規制改革・民間開放推進3か年計画(平成 16 年3月 19 日閣議決定)等

※3 規制影響分析 (RIA) の試行的実施に関する実施要領(内閣府規制改革・民間開放推進室 平成 16 年8月制定、18 年3月改正、19 年9月末廃止)

## LPガス供給設備等の保安に関する施行規則(経済産業省) (液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する規制)

### 【現行の規制内容】

保安等の観点から、従来よりLPガス供給設備等の接続や設置は、技術基準への適合義務に加え、特定の作業について、液化石油ガス設備士が行うことが義務付けられている。一方、LPガス供給設備等を取り外す工事については、LPガス供給設備等の工事の知見等のない者が行うことについて、特段の規制がされていない。

→ LPガス供給設備等の取り外しに係るガス漏えい事故、バルブの閉栓や配管の閉止を行わないことによる不適切でかつ重大事故に直結するような工事事例が発生



### 【規制の改正内容】

LPガス供給設備等を取り外す工事について技術上の基準を定めた上で、その特定の作業については従事者を液化石油ガス設備士に限定する。

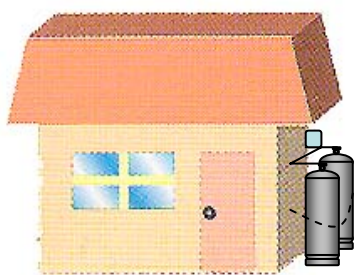


### 【期待される効果】

○LPガス供給設備等の取り外しに係るガス漏えい事故の減少  
工事中及び工事後の安全が確保され、事故の未然防止が徹底  
**0件/年(想定)**

#### 参考: 事故件数

- ・現行の規制: **1件/年**
- ・【改正案以外の代替案】供給設備設置に係る規制も含めて撤廃: **300件/年(想定)**



### 【想定される負担】

○LPガス供給設備等の取り外しの際の工事時間の増加(事業者の負担)  
閉止されたバルブ等の誤開放の防止措置、漏えい防止のためのキャップを付ける措置、取り外し終了後の漏えい検査等の作業時間が増加  
**1件当たり約30分増加(想定)**

#### 参考: 工事時間

- ・現行の規制: 漏えい検査等なし(事故が発生)
- ・【改正案以外の代替案】供給設備設置に係る規制も含めて撤廃: 漏えい検査等なし(作業時間は減少するが、事故が増大)(想定)

○LPガス供給設備等の取り外しの際の工事費用の増加(消費者の負担)  
現状の取り外し作業の際の費用と大きな変化はない。また、事業者によっては徴収していない場合もあり、**消費者の費用負担は現状と同等(1万円程度)**

#### 参考: 工事費用

- ・現行の規制: 1万円程度
- ・【改正案以外の代替案】供給設備設置に係る規制も含めて撤廃: 1万円程度

## 1 RIAの対象とした法令別の実施状況

実施要領：可能な限りすべての規制の設定又は改廃に際して行うものとする。ただし、政省令等については、軽微等の理由により「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」（平成11年3月23日閣議決定。以下「パブリック・コメント手続」という。）を行わなかったものについてはこの限りでない。

単位：件（％）

府省名	実施件数	RIAの対象とした法令のレベル			
		法律	政令	省令	告示等
公正取引委員会	3	3 (100%)	—	—	—
国家公安委員会・警察庁	23	18 (78.3%)	5 (21.7%)	—	—
金融庁	3	—	3 (100.0%)	—	—
総務省	19	10 (45.5%)	4 (18.2%)	5 (22.7%)	3 (13.6%)
法務省	8	—	—	5 (62.5%)	3 (37.5%)
外務省	1	1 (100%)	—	—	—
財務省	1	1 (100%)	—	—	—
文部科学省	12	2 (11.1%)	6 (33.3%)	10 (55.6%)	—
厚生労働省	11	7 (63.6%)	4 (36.4%)	—	—
農林水産省	37	31 (83.8%)	6 (16.2%)	—	—
経済産業省	50	2 (3.4%)	9 (15.3%)	37 (62.7%)	11 (18.6%)
国土交通省	27	25 (92.6%)	2 (7.4%)	—	—
環境省	52	38 (73.1%)	14 (26.9%)	—	—
計	247	138 (52.1%)	53 (20.0%)	57 (21.5%)	17 (6.4%)

(注) 1 「RIAの対象とした法令のレベル」欄の( )書きの数値は、RIAの対象とした法令の構成比(法律、政令、省令及び告示等が占める割合)を府省別に示したもの

2 RIAの対象とした法令のレベルが複数のレベルに該当するもの18件

## 2 実施内容

### ○ 規制の新設、廃止等別の実施状況（規制の内容・目的）

実施要領：可能な限りすべての規制の設定又は改廃に際して行うものとする。

単位：件（％）

規制の新設	規制の追加、強化、拡充	規制の緩和	規制の廃止
88 (32.7%)	104 (38.7%)	69 (25.7%)	8 (3.0%)

- (注)
- 1 「規制の新設」と「規制の追加、強化、拡充」の両方に該当するもの4件
  - 2 「規制の追加、強化、拡充」と「規制の緩和」の両方に該当するもの4件
  - 3 「規制の新設」と「規制の廃止」の両方に該当するもの1件
  - 4 「規制の新設」と「規制の緩和」の両方に該当するもの4件
  - 5 「規制の追加、強化、拡充」と「規制の廃止」の両方に該当するもの1件
  - 6 「規制の新設」、「規制の緩和」及び「規制の廃止」の三つに該当するもの1件
  - 7 「規制の新設」、「規制の追加、強化、拡充」及び「規制の緩和」の三つに該当するもの3件

### ○ 期待される効果

実施要領：想定され得る効果の要素を可能な限り列挙するとともに、可能な限り当該効果を定量化して推計

単位：件（％）

効果を記載している		効果を記載していない
定量的に記載	定性的に記載	
26 (10.5%)	221 (89.5%)	0

## ○ 想定される負担

実施要領：想定され得る負担の要素を可能な限り列挙するとともに、可能な限り当該負担を定量化して推計

単位：件（％）

負担を記載している			負担を記載していない
定量的に記載	定性的に記載	現状より負担が増大することは想定されない等と記載	
23 (9.3%)	184 (74.5%)	32 (13.0%)	8 (3.2%)

- (注) 1 「現状より負担が増大することは想定されない等と記載」32件は、現状より負担が増大することは想定されない、想定される負担なしとするもので、その目的・内容別の内訳は、「規制の新設」5件、「規制の追加、強化、拡充」10件、「規制の緩和」15件、「規制の追加、強化、拡充」と「規制の緩和」の両方に該当するもの1件、「規制の新設」、「規制の追加、強化、拡充」及び「規制の緩和」の三つに該当するもの1件
- 2 「負担を記載していない」8件の目的・内容別の内訳は、「規制の新設」1件、「規制の追加、強化、拡充」2件、「規制の緩和」2件、「規制の廃止」2件、「規制の新設」、「規制の追加、強化、拡充」及び「規制の緩和」の三つに該当するもの1件
- 3 「定量的に記載」のうち、「金銭価値化して記載」しているもの14件

## ○ 代替手段等との比較考量

実施要領：想定できる代替手段を提示し、設定・改正しようとする規制案と当該代替手段を比較考量。なお、規制緩和の場合は、当該規制の撤廃も想定できる場合は代替手段として提示するものとする。

単位：件（％）

比較考量を実施				比較考量を実施していない
現状維持及び代替手段(規制撤廃含)と比較考量	代替手段(規制撤廃含)とのみ比較考量	現状維持とのみ比較考量	その他	
47 (19.0%)	68 (27.5%)	108 (43.7%)	9 (3.6%)	15 (6.1%)

- (注) 1 「比較考量を実施していない」15件は、想定される代替手段がないとするもの10件、実施していない理由を明らかにしていないもの5件
- 2 「現状維持及び代替手段(規制撤廃含)と比較考量」のうち、「規制撤廃」と比較考量したもの38件
- 3 「代替手段(規制撤廃含)とのみ比較考量」のうち、「規制撤廃」と比較考量したもの12件
- 4 「その他」9件は、施策等の必要性、効率性、有効性について記載する中で、代替手段等と比較考量したもの

## ○ 有識者の見解等

実施要領：審議会等有識者の見解その他関連資料がある場合は、必要に応じそれを明示

単位：件（％）

審議会等の報告書内容を記載している	記載していない
126 (51.0%)	121 (49.0%)

## ○ 一定期間経過後の見直し(レビュー)

実施要領：RIAを行った規制については、当該RIAに記載するレビュー時期までの間にレビューを行わなければならない。

単位：件（％）

レビューを行う予定であると記載	レビューを行う予定はないと記載	レビューについて記載していない
220 (89.0%)	1 (0.4%)	26 (10.5%)

(注) 1 「レビューを行う予定であると記載」のうち、時期が不特定であるものは、「条約改正時」、「国際会議が定めた基準が改定されたとき」、「随時見直し」等9件

2 「レビューを行う予定はないと記載」は「規制の廃止」(夜間入港規制の廃止)を内容とするもの

### 3 実施時期

実施要領：RIAは、以下に定める時期までに行わなければならないこととする。

ア 法律の制定・改廃により設定・改廃される規制については、当該法律の公布（廃止）時

※ ただし、できる限り当該法律案の国会提出時までに行うことが望ましい。

（RIAの対象が法律の場合）

単位：件（％）

当該法律案作成後、 国会提出時まで	当該法律案の 国会提出以降、公布まで	当該法律公布以降	その他
56 (41.5%)	77 (57.0%)	1 (0.7%)	1 (0.7%)

実施要領：RIAは、以下の定める時期までに行わなければならないこととする。

イ 政省令等の制定・改廃により設定・改廃される規制については、パブリック・コメント手続における意見の募集時

※ あわせて、パブリック・コメント手続における意見等を踏まえて規制の実施時までには当該規制を修正する場合は、その時点で改めてRIAを行うものとする。

（RIAの対象が政省令等の場合）

単位：件（％）

当該規制案作成後、 パブリック・コメント手続における 意見の募集時まで	パブリック・コメント手続における 意見の募集後、 当該規制措置決定まで	当該規制案作成後、決定まで（パブ リック・コメント手続未実施）	当該規制措置決定以降
107 (95.5%)	3 (2.7%)	0 (0.0%)	2 (1.8%)

(参考1)

規制改革・民間開放推進3か年計画（抄）（平成16年3月19日閣議決定）

## I 共通事項

### 10 規制に関する基本ルールの見直し等

#### (2) 規制に係る手続の見直し

##### ① RIA導入の推進【平成16年度以降逐次実施】

RIAは、1980年代以降、米国、英国等において導入が進んでいる。我が国では、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づく「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定）において、規制に係る政策評価の実施に向け積極的に取り組むこととされており、その取組を着実に推進する必要があるものの、義務付けには至っていない。

しかしながら、RIAの手法は、規制導入時における客観性や透明性を高めるだけでなく、先述のとおり既存規制をチェックするツールとしても有効であることから、すべての規制の新設・改正時に用いられるべきであり、以下のようにその導入を推進する。

ア RIAについては、各府省において平成16年度から試行的に実施することとし、評価手法の開発された時点において、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の枠組みの下で義務付けを図るものとする。

このため、毎年度、総務省は、規制改革・民間開放推進会議と連携しつつ試行的なRIAの実施状況を把握・分析するとともに、その結果得られたこれらの取組の推進に資するような知見・情報等を各府省に対して提供することや調査研究等を通じて、政策評価の観点から早急にその評価手法の開発の推進に努めることとする。

また、各府省においても、規制改革・民間開放推進会議及び総務省と連携しつつ評価手法の開発の推進に努めることとする。



## (参考2)

### 規制影響分析(RIA)の試行的実施に関する実施要領(抄)

(内閣府規制改革・民間開放推進室 平成16年8月13日制定、18年3月31日改正、19年9月30日廃止)

#### 1. 目的等

規制影響分析(RIA)の試行的実施は、規制に係る政策評価についての評価手法の開発及び規制改革の一層の推進に資することを目的として行う。

この実施要領は、RIAについて、その試行的実施のための基本的な指針を定めるものである。

#### 2. 実施細則

##### (1) 対象

RIAは、可能な限り全ての規制の設定又は改廃に際して行うものとする。ただし、政省令等については、行政手続法第39条第4項の規定により意見公募手続(以下「パブリック・コメント手続」という。)を行わなかったものについてはこの限りでない。

##### (2) 実施時期

① RIAは、以下に定める時期までに行わなければならないこととする。

ア 法律の制定・改廃により設定・改廃される規制については、当該法律の公布(廃止)時

※ ただし、できる限り当該法律案の国会提出時までに行うことが望ましい。

イ 政省令等の制定・改廃により設定・改廃される規制については、パブリック・コメント手続における意見の募集時

※ あわせて、パブリック・コメント手続における意見等を踏まえて規制の実施時までには当該規制を修正する場合は、その時点で改めてRIAを行うものとする。

ウ 法律による見直し等の検討が加えられている規制については、当該検討結果の公表時

② RIAを行った規制については、当該RIAに記載するレビュー時期までの間にレビューを行わなければならないこととする。

##### (3) 分析項目

当面、分析項目は、規制の内容・目的、期待される効果、想定される負担、想定できる代替手段等との比較考量、レビューを行う時期等とし、(略)とする。

各分析項目についての具体的な分析事項例は以下のとおり。

① 規制の内容・目的

当該規制についての簡単な内容、また導入の目的・必要性を記載するとともに、当該規制の根拠条文を明示。

(規制の緩和の場合は、当該規制緩和の内容・目的等を記載するとともに、緩和後の規制について、なおその規制が必要である理由を記載。)

分析の単位は、当面、「〇〇事業の許可」といった行政行為ごとを原則とする。

② 期待される効果

当該規制に関し、規制実施による関連業界や国民への便益、社会的便益という観点から、その効果について、影響の帰着先を特定しつつ、想定され得る効果の要素を可能な限り列挙するとともに、可能な限り当該効果を定量化し推計。

なお、「効果」は、現状維持とした場合と比べた増分で表現するものとする。

③ 想定される負担

当該規制に関し、規制実施による行政コスト、遵守コスト、社会コストという観点から、国民等への負担について、影響の帰着先を特定しつつ、想定され得る負担の要素を可能な限り列挙するとともに、可能な限り当該負担を定量化し推計。

なお、「負担」は、現状維持とした場合と比べた増分で表現するものとする。

④ 想定できる代替手段との比較考量

想定できる代替手段を提示し、当該代替手段についても上記②、③の分析を行い、設定・改正しようとする規制案と当該代替手段を比較考量。

なお、代替手段については、可能な限り規制以外の代替手段も提示するものとする。

また、規制緩和の場合は、当該規制の撤廃も想定できる場合は代替手段として提示するものとする。

⑤ 備考

設定・改正しようとする規制に関し審議した審議会等において示された有識者の見解その他関連資料がある場合は、必要に応じそれを明示。

⑥ レビューを行う時期

規制は、社会経済情勢の変化に応じ、不断に見直されるべきであることから、規制の導入から一定期間が経過した後に、当該規制がその時点での社会経済情勢に照らしてなお最適であるか否かを判断することが望まれる。

この観点から、当該判断を行う時期として、当該規制の施行後5年を超えない期間を設定。

#### (4) 分析の程度

分析の程度については、RIAの試行的実施等を通じて検討すべき事項であることから、当面、定量的/定性的という点も含め、RIAを実施する府省の判断にゆだねるものとする。

なお、総務省は、内閣府規制改革・民間開放推進室と連携しつつ、分析手法の開発・向上に資するような知見・情報等を各府省に対して提供することとする。

#### (5) RIAの公表等

RIAを実施した府省は、速やかにその結果を内閣府規制改革・民間開放推進室に通知するとともに、原則としてインターネットにより公表しなければならないこととする。

なお、内閣府規制改革・民間開放推進室は、RIAの結果等を各府省より得たときは、速やかにこれを総務省にも回報することとする。

### 3. 附則

RIAの試行的実施は、平成16年10月1日より行うものとする。また、本実施要領については、適時に必要な検討を加えるものとする。

(注) なお、当該実施要領は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）の枠組みの下、平成19年10月1日から各行政機関に規制の事前評価が義務付けられたことから、「規制影響分析（RIA）の試行的実施の終了について」（平成19年9月5日内閣府通知）によって、平成19年9月30日をもって廃止された。

[本件連絡先]

総務省 行政評価局

政策評価官 : 吉開 正治郎  
政策評価審議室長 : 吉田 光  
総括評価監視調査官 : 大槻 大輔  
上席評価監視調査官 : 大田 泰介

電話 (直通) 03-5253-5470  
(代表) 03-5253-5111  
(E-Mail) kans1027@soumu.go.jp